

各位

2019年2月25日
株式会社グローアップ
代表取締役 古田 高浩

約款変更のお知らせ

2019年2月25日、株式会社グローアップ（本社：東京都渋谷区、代表取締役 古田 高浩）は、低圧・高圧のお客様向け電気受給約款を2019年3月15日付で以下の通りに変更いたしますのでご案内申し上げます。

-----記-----

電気受給約款の変更内容【低圧】

20. 料金の算定

変更前

(3) イ最低月額利用料金または基本料金は日割計算とします。その算定方法は、最低月額利用料金または基本料金額に供給した日数を乗じ、算定期間の終了日が属する月の暦日数で除した金額とします。供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。

変更後

(3) イ 最低月額利用料金または基本料金は日割計算せず、利用日数に限らずご契約時にご提出いただいた契約容量を元に定めた月額料金をご請求いたします。

電気受給約款の変更内容【高圧】

20. 料金の算定

変更前

(3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、終了月の暦日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

変更後

(3) 基本料金に関しましては日割計算せず、利用日数に限らずご契約時にご提出いただいた契約容量を元に定めた月額料金をご請求いたします。